

## 総務民生委員会会議録

1. 日 時 平成29年6月19日(月曜日)  
午前9時30分～午前11時59分
2. 場 所 委員会室
3. 出席委員 戎屋昭彦 委員長 猶野智和 副委員長  
竹岡昌治 委員 安富法明 委員  
山中佳子 委員 三好睦子 委員  
高木法生 委員 末永義美 委員  
荒山光広 議長
4. 欠席委員 なし
5. 出席した事務局職員  
綿谷敦朗 議会事務局長 大塚 享 議会事務局長補佐  
篠田真理 議会事務局主任
6. 説明のため出席した者の職氏名  
篠田洋司 副市長 波佐間 敏 上下水道事業管理者  
石田淳司 市長公室長 田辺 剛 総務部長  
大野義昭 市民福祉部長 志賀雅彦 建設農林部長  
松永 潤 消防長 有吉武士 消防次長  
佐々木昭治 総務課長 竹内正夫 財政課長  
池田正義 税務課長 中嶋一彦 市民課長  
内藤賢治 地域福祉課長 河村充展 高齢福祉課長  
市村祥二 農林課長
7. 会議の次第は次のとおりである。

午前9時30分開会

○委員長（戒屋昭彦君） おはようございます。ただいまより、総務民生委員会を開会いたします。

それでは、さきの本会議におきまして、本委員会に付託されました市長提出議案9件及び請願1件につきまして、審査いたしたいと思っておりますので、御協力をよろしくお願いいたします。議長何かございましたら。

○議長（荒山光広君） 特にございませぬ。

○委員長（戒屋昭彦君） それでは最初に、議案第48号美祢市個人情報保護条例の一部改正についてを議題といたします。執行部より、説明を求めます。佐々木総務課長。

○総務課長（佐々木昭治君） それでは、議案第48号美祢市個人情報保護条例の一部改正についてを御説明いたします。議案書は、48-1ページをお開き願います。また、参考資料は、1ページに美祢市個人情報保護条例新旧対照表を掲載しております。

本市では、美祢市個人情報保護条例第9条第1項において、法令等に特別の定めがあるとき又は公益上の必要があり、かつ、個人の権利利益を侵害するおそれがないと認められるときでなければ、オンライン結合——この「オンライン結合」とは、美祢市の各機関が管理する電子計算機と市の各機関以外のものが管理する電子計算機その他機器とを通信回線を用いて結合し、保有個人情報を市以外のものが随時入手し得る状態にする方法のことを言いますが——オンライン結合による保有個人情報の提供を行ってはならないと規定しております。

また、参考資料に記載しておりますとおり、同条第2項におきまして、実施機関は——この『実施機関』とは美祢市の各機関のことを言いますが——実施機関はオンライン結合による保有個人情報の提供を新たに開始するときは、あらかじめ審査会——この『審査会』とは美祢市情報公開・個人情報保護審査会を指しますが——審査会の意見を聴かなければならない。また、その内容を変更するときも、また同様とすると規定しておりますが、このたび法令等に定めがある場合につきましては、あらかじめ審査会の意見を聴かなければならない場合から除くこととし、このことにつきましては美祢市情報公開・個人情報保護審査会におきましても、御了承をいただいたところであります。

つきましては、美祢市個人情報保護条例において所要の改正を行うものであります。また、この条例は公布の日から施行するものであります。

説明は以上です。

○委員長（戒屋昭彦君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。  
三好委員。

○委員（三好睦子君） お尋ねいたします。審査会の中でどういう場合に開かれるか、  
公益上必要とみなすとか、法律に決まっていることとかあると思いますが、これにつ  
いて詳しくお願いできますでしょうか。

○委員長（戒屋昭彦君） 佐々木総務課長。

○総務課長（佐々木昭治君） 三好委員の御質問にお答えをいたします。

この審査会を開く場合で、これまで法令等で特別の定めがあるオンライン結合によ  
る個人情報の提供を申し上げますと、例えば住民基本台帳法第30条の6に規定して  
おります、住民基本台帳ネットワークシステムにおける市町村長から都道府県知事へ  
の本人確認情報の通知を行う場合や、戸籍法第8条並びに戸籍法施行規則第75条に  
規定しております、戸籍の副本をネットワーク経由で法務局に送信する場合などが挙  
げられます。

以上です。

○委員長（戒屋昭彦君） はい、よろしいですか。三好委員。

○委員（三好睦子君） 公益上という場合は、今、法律のことでしたが、公益上となれ  
ば、どの範囲かわかればお願いいたします。

○委員長（戒屋昭彦君） 佐々木総務課長。

○総務課長（佐々木昭治君） はい、三好委員の御質問にお答えいたします。

公益上必要な場合と考えられますのが、防犯カメラを設置する場合等が考えられる  
と考えられます。

以上です。

○委員長（戒屋昭彦君） はい、その他質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戒屋昭彦君） 質疑なしと認めます。

それでは、本案に対する御意見はございませんか。

○委員長（戒屋昭彦君） はい、三好委員。

○委員（三好睦子君） この議案に反対いたします。公益上必要とみなす中で、防犯カ  
メラもありましたが、法律に決まっていることについて審査会を開かなくてもいいと

いう今回の改正に反対いたします。どの場合も同様審査会を開き審査会の意見を聞くべきだと、反対いたします。判断をいたします。法律の範囲がどの程度かわからないところもあります。拡大解釈もあり得ると思います。個人情報提供が際限なく拡大していく可能性もあると考え、この条例の改正に反対いたします。

○委員長（戒屋昭彦君） その他御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戒屋昭彦君） それでは、これより議案第48号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長（戒屋昭彦君） 挙手多数であります。よって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第49号美祢市職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。佐々木総務課長。

○総務課長（佐々木昭治君） それでは、議案第49号美祢市職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを御説明いたします。

議案書は、49-1ページをお開き願います。また、参考資料は2ページから3ページにかけて美祢市職員の育児休業等に関する条例新旧対照表を掲載しております。

本議案は、人事院規則の一部改正に準じ、美祢市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正するものであります。改正の内容は、大きく2点ありまして、1点目は、このたび児童福祉法において厚生労働省令で定める研修を終了し、また児童福祉法に規定する名簿に登録をされた養子縁組によって養親となることを希望する者を、新たに養子縁組里親と規定したことから、児童福祉法を引用した条番号及び文言について所要の改正を行うものであります。

2点目は、地方公務員の育児休業に関する法律に規定されております、条例で定める既に育児休業を取得したことがあるときでも、再度育児休業を取得できる特別な事情、及び育児休業の期間の再度の延長ができる特別な事情、並びに育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合において育児短時間勤務をすることができる特別な事情に、新たに保育所等における保育の利用を希望し申込みを行っているが、当面その実施が行われないことを追加するものであります。

なお、この条例は公布の日から施行するものであります。

説明は以上です。

○委員長（戎屋昭彦君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戎屋昭彦君） 質疑なしと認めます。それでは、本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戎屋昭彦君） 御意見なしと認めます。

それでは、これより議案第49号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戎屋昭彦君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第50号美祢市職員の退職手当に関する条例の一部改正についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。佐々木総務課長。

○総務課長（佐々木昭治君） それでは、議案第50号美祢市職員の退職手当に関する条例の一部改正についてを御説明いたします。議案書は50-1ページをお開き願います。また、参考資料は4ページから7ページにかけて美祢市職員の退職手当に関する条例新旧対照表を掲載しております。

本議案は、雇用保険法の改正により失業等給付の給付内容が変更されたことに伴い国家公務員退職手当法の一部が改正され施行されたことに準じ、美祢市職員の退職手当に関する条例において所要の改正を行うものであります。

具体的に申しますと、美祢市職員の退職手当に関する条例第10条では失業者の退職手当について規定しております。この第10条の概要を申し上げますと、原則12カ月以上勤務して退職した職員で、退職手当の額が雇用保険法の失業等給付相当額に満たない場合で、かつ退職後第10条の各項で定める一定期間内失業している場合において、一般の退職手当のほかに失業等給付相当額との差額分について退職手当として支給することを規定したものであります。

このたびは、その第10条第10項に規定します雇用保険法第24条から第28条までに規定する延長給付に係る支給の例により、失業中の退職職員に対して支給する

ことができる場合として新たに二つの場合を追加するものであります。

まず一つ目は、特定退職者であって雇用保険法第24条の2第1項各号に掲げる者に相当する者として規則で定める者のいずれかに該当し、かつ市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたものであります。

二つ目は、雇用保険第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたものであります。

この追加する二つの場合を具体的に申しますと、最初の場合は離職理由が倒産や事業縮小・事業廃止に伴う離職者、あるいは自己の責めに帰すべき重大な理由によるものではない解雇等、厚生労働省令で定める理由による離職者であって、障害者あるいは激甚災害により離職を余儀なくされた者であり、かつ就職困難地域に居住する者、あるいは激甚災害等の大規模災害により離職を余儀なくされた者、又は離職したと見なされた者に該当し、かつ市長が再就職を促進するために職業指導を行うことが適当であると認めた場合であります。

もう一つの場合は、身体障害者等の障害者や職業のあっせんに関し、保護観察所長から公共職業安定所長に連絡のあった者、社会的事情により就職が著しく阻害されている者などの就職が困難な者であって、激甚災害により離職を余儀なくされた者であり、かつ就職困難地域に居住する者に該当し、かつ市長が再就職を促進するために職業指導を行うことが適当であると認めた場合であります。

次に、同じく美祢市職員の退職手当に関する条例第10条第11項第5号において「公共職業安定所職業安定法第4条第8項に規定する特定地方公共団体若しくは同法第18条の2に規定する職業紹介事業者の」、に改正するものであります。

また附則の第13項において、先ほど第10条第10項に追加しました条文のほか平成34年3月31日以前に退職した職員に対しては、離職理由が倒産や事業縮小・事業廃止に伴う離職者、あるいは自己の責めに帰すべき重大な理由によるものではない解雇等、厚生労働省令で定める理由により離職した者であって、雇用機会が不足している地域に居住し、かつ市長が再就職を促進するために職業指導を行うことが

適当であると認めた場合は支給できることと規定します。

なお、この条例は公布の日から施行しますが、第10条第11項第5号の改正規定及び附則第3項の規定は、平成30年1月1日から施行するものであります。

説明は以上です。

○委員長（戎屋昭彦君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戎屋昭彦君） 質疑なしと認めます。それでは、本案に対する御意見はございませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戎屋昭彦君） 御意見なしと認めます。それでは、これより議案第50号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。  
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戎屋昭彦君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第51号美祢市税条例の一部改正についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。池田税務課長。

○税務課長（池田正義君） それでは、議案第51号美祢市税条例の一部改正について御説明申し上げます。議案書は51-1ページをお開きください。参考資料は8ページからとなります。

これは、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、美祢市税条例の一部を改正するものであります。

改正の内容は1点目が、就業調整をめぐる喫緊の課題に対応するため配偶者特別控除について見直しが行われることになり、併せて控除対象配偶者の定義が改まり、同一生計配偶者に変更になったことに伴うものであります。

具体的に申し上げますと、現在では控除対象配偶者とは、納税義務者と生計を一にする配偶者のうち、前年の合計所得金額が38万円以下の者でございますが、これが改正後は内容はそのまま同一生計配偶者となり、控除対象配偶者とは、同一生計配偶者のうち前年の合計所得金額が1,000万円以下である納税義務者の配偶者となります。

なお、改正後の個人住民税の減収額については、全額国費で補填される予定でございます。

2点目は、消費税が10%に引き上げられた際に、軽自動車税において環境性能割が創設され、さらに現行の軽自動車税が軽自動車税種別割となることは既に議決を経て改正された条例に反映されております。このたびの地方税法等の改正でグリーン化特例、いわゆるエコカー減税の延期が行われたことから、軽自動車税に係る旧税率の据置規定の文言の修正が必要になったものであります。

なお、この条例の施行日は配偶者特別控除については平成31年1月1日、軽自動車税については、平成31年10月1日でございます。

説明は、以上でございます。

○委員長（戒屋昭彦君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。

三好委員。

○委員（三好睦子君） 軽自動車税の件ですけど、これは市民にとって負担がふえるのでしょうか、どうなんでしょうか。

○委員長（戒屋昭彦君） 池田税務課長。

○税務課長（池田正義君） 三好委員の御質問にお答えいたします。

今、御説明いたしました、消費税が導入されたときに軽自動車税が軽自動車種別割となるものでございます。11ページの新旧対照表を見ていただければ一番わかると思うんですが、その種別割を導入することによって、適用条例の文言の修正が必要になるということで金額は変更はございません。

つきましては、市民の方々に新たに税金の負担を求めるといえるものではございません。

説明は、以上でございます。

○委員長（戒屋昭彦君） その他質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戒屋昭彦君） 質疑なしと認めます。それでは、本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戒屋昭彦君） 御意見なしと認めます。それでは、これより議案第51号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戒屋昭彦君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第52号美祢市児童クラブの設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。内藤地域福祉課長。

○地域福祉課長（内藤賢治君） 議案第52号は、美祢市児童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてであります。議案書は52-1。参考資料は13ページになります。

これは、集会所等の施設を利用した児童クラブにつきましては、設置要綱にて対応しているところではありますが、当初麦川児童クラブについては麦川集会所に設置していましたが、より安全かつ利便性を考慮し、麦川小学校屋内運動場施設の一室を利用することについて学校関係者と協議が整いましたので、場所を麦川集会所から麦川小学校屋内運動場へと移転するもので、このたび設置条例の改正を行うものであります。

なお、この条例は平成29年7月1日から施行するものであります。

以上です。

○委員長（戒屋昭彦君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。三好委員。

○委員（三好睦子君） 麦川の児童クラブについてはよくわかったんですが、参考資料の13ページなんですけど、この表を見ますと淳美小学校と城原小学校の児童クラブがこの表に無いようなんですが、どうして無いのでしょうか。お尋ねいたします。

○委員長（戒屋昭彦君） 内藤地域福祉課長。

○地域福祉課長（内藤賢治君） この表に無いものにつきましては、設置要綱のほうで対応しているという状況でございます。

以上です。設置要綱で対応しております。

○委員長（戒屋昭彦君） その他、質疑は……はい、三好委員。

○委員（三好睦子君） 設置要綱で対応って、ちょっと詳しくお願いします。

○委員長（戒屋昭彦君） 内藤地域福祉課長。

○地域福祉課長（内藤賢治君） 学校等を利用した児童クラブについては、設置条例、保育園や集会所、また部屋を貸し館で一般開放している公民館を利用した児童クラブにつきましては、現在設置要綱にて対応と言いますか、そちらのほうに載せておると

ころでございます。

以上です。

○委員長（戒屋昭彦君） その他質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戒屋昭彦君） 質疑なしと認めます。それでは、本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戒屋昭彦君） 御意見なしと認めます。それでは、これより議案第52号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戒屋昭彦君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第46号平成29年度美祢市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。執行部より説明を求めます。中嶋市民課長。

○市民課長（中嶋一彦君） 議案第46号平成29年度美祢市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。補正予算書の46-1ページをお開きください。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ216万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ42億546万9,000円とするものでございます。

最初に歳出について御説明いたします。46-10・11ページをお開きください。1款総務費・1項総務管理費・1目一般管理費・13節委託料、説明欄003一般管理経費において、電算システム改修委託料を216万円追加しております。

これは、平成30年度からの国保制度改革に伴い、今年度改修する予定の高額療養費支給システムについて、現在山口県国保連合会が管理しております高額療養費データを当市の新システムに移行するための経費でございます。

次に、歳入について御説明いたします。46-8、9ページにお戻りください。9款繰入金・1項・1目ともに一般会計繰入金・7節国民健康保険制度関係業務準備事業費繰入金として216万円を一般会計から繰り入れるものでございます。

以上で説明を終わります。

○委員長（戒屋昭彦君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。

三好委員。

○委員（三好睦子君） このシステムの更新ということはわかりましたが、先般の国保税の軽減判定で均等割と平等割の軽減区分に誤りがありましたが、その修正はもう済んでいるのでしょうか。

○委員長（戒屋昭彦君） はい、中嶋市民課長。

○市民課長（中嶋一彦君） ただいまの三好委員の御質問にお答えいたします。

修正は全て終わっております。先日5月26日までの間に該当者の方へお詫びとそれから御説明にまいりまして、システムの修正等すべてその後終了させております。

以上です。

○委員長（戒屋昭彦君） その他質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戒屋昭彦君） 質疑なしと認めます。それでは、本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戒屋昭彦君） 御意見なしと認めます。それでは、これより議案第46号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戒屋昭彦君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第47号平成29年度美祢市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。執行部より説明を求めます。河村高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（河村充展君） それでは、議案第47号平成29年度美祢市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。補正予算書については、47-1ページからになります。

このたびの補正は、介護予防・日常生活支援総合事業に係るケアマネジメント費について、審査支払事務を国民健康保険団体連合会経由で実施するための補正であり、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ205万3,000円追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ34億2,084万9,000円とするものでございます。

御存じのとおり、介護予防・日常生活支援総合事業——いわゆる総合事業と言って

いる事業でございますけれども、こちらにつきましては平成26年度の介護保険法の改正により、新たに制度化された事業であり、平成27年度から施行され、平成29年度までに実施することとされた事業であります。県内におきましても平成28年度から順次事業開始されており、本市においても平成29年度から取り組んでいるところでございます。

総合事業に係る審査支払事務のうち、地域包括支援センターが実施する介護予防ケアマネジメントについては、要支援者に係るものに限り国保連合会を経由することとし、それ以外のものについては市が直接地域包括支援センターに支払うことを基本としていたところでございます。

しかしながら、各自治体や各県の国保連合会等から事務が煩雑であり負担が大きいことから制度の見直しの要望が多くなされ、平成29年4月サービス分から介護予防ケアマネジメント費の支払事務を国保連合会経由で実施することが可能となったことから、このたび補正予算を計上するものでございます。それでは、47-12ページ、47-13ページをお開きください。

最初に、歳出について御説明いたします。3款地域支援事業費・1項介護予防・生活支援サービス事業費・2目介護予防ケアマネジメント事業費でございます。説明欄001介護予防ケアマネジメント事業に係る予算のうち、業務委託料203万8,000円を減額し、第1号事業負担金を410万2,000円追加するものであります。

これは当初、美祢東地域包括支援センターに対するケアマネジメント業務を委託料で支払う予定であったものを国保連合会経由で支払うこととするため、委託料から負担金、補助及び交付金に予算を振り替えるものと、同様のケアマネジメント業務を直営の美祢市地域包括支援センターで実施しておりますが、当初予算では支払元が美祢市、支払先も美祢市という関係でございましたことから、事務処理上相殺しておりましたが、このたび同様に国保連合会経由での支払いとなりますことから、必要額を予算化するものでございます。7款予備費につきましては、財源調整を行うものであります。

続きまして、歳入について御説明いたします。47-8、47-9ページをお開きください。3款国庫支出金・2項国庫補助金・1目調整交付金から、次の47-10、11ページの9款諸収入・2項雑入まで、それぞれ事業量の変更に伴う算定を行い減

額及び追加を行っているところでございます。

説明については以上となります。

○委員長（戒屋昭彦君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。  
三好委員。

○委員（三好睦子君） 済みません。ちょっと、事前に聞いておけばよかったんですけど、聞いてないんですけど、今の国保連合経由ということなんですが、国保の加入者と介護、介護は全体の市民の方なんですけど、国保は加入者と、受ける人が違うと思うんですけど、一緒になったことで事務は複雑になるのではないかと思うんですけど、これについて、簡素化されるのか、また、一緒にしたことによって、トラブルっておかしいんですけど、何かそういった問題点は無いのでしょうか。

○委員長（戒屋昭彦君） はい、河村高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（河村充展君） はい、ただいまの三好委員の御質問ですが、三好委員の御趣旨がちょっとわからないところはあるんですけども、国保連経由での支払いというところでございますけども、これまでもサービス費、それからこのようなケアマネジメント事業費、そういったものにつきましては、すべて国保連経由で御請求いただいている、事務を御負担いただきながら事業を展開しているということでございます。

以上となります。

○委員長（戒屋昭彦君） その他質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戒屋昭彦君） 質疑なしと認めます。それでは、本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戒屋昭彦君） 御意見なしと認めます。それでは、これより議案第47号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戒屋昭彦君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第54号養護老人ホーム秋楽園組合規約の変更についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。河村高齢福祉課長。

○高齡福祉課長（河村充展君） 議案第54号は、養護老人ホーム秋楽園組合規約の変更についてであります。議案書については、54-1ページ、参考資料については、14ページとなりますので御準備をお願いします。

養護老人ホーム秋楽園組合は、山口市と美祢市により組織している一部事務組合であり、山口市秋穂にあります養護老人ホーム秋楽園の経営・管理に関する事務を共同処理しております。

養護老人ホーム秋楽園組合につきましては、現在組合市である山口市と、解散に向けた協議を進めているところでありますが、現規約においては解散に伴う事務の承継や決算の審査・認定について規定されていないことから、組合市が議会の議決を経て行う協議をもって定める旨を新たに規定するものでございます。

また、現規約に第14条として、解散に伴う財産処分が規定されておりますが、地方自治法第289条に「財産処分を必要とするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定める。」との規定があり、規約中に改めて規定する必要がないことから、現規約中の財産処分に関する部分を削除するものでございます。

なお、このたびは解散を進めていくにあたっての、準備段階における規約の改正となります。

今後は、山口市と規約変更に関する協議書を取り交わし、県知事の許可を得た後、具体的な協議を進めていくこととなりますことから、解散に伴う事務承継、財産処分、決算認定等の具体的な協議内容については、改めてお示しすることとなります。

説明につきましては、以上となります。

○委員長（戒屋昭彦君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戒屋昭彦君） 質疑なしと認めます。それでは、本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戒屋昭彦君） 御意見なしと認めます。それでは、これより議案第54号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戒屋昭彦君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第55号財産の取得についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。有吉消防次長。

○消防次長（有吉武士君） それでは、議案第55号財産の取得について御説明をさせていただきます。議案書55-1ページ、参考資料15ページをお開きください。

はじめに、財産取得します消防ポンプ自動車の更新整備理由について御説明いたします。美祢市消防本部に配備する緊急車両については、国の定める消防力の整備指針に基づき整備しており、主として火災消火活動で運用する消防ポンプ自動車は、美祢消防署本署管内には3台を配置することとしております。

今回更新整備する車両は平成8年10月に整備したもので、運用開始から20年を経過し、車体シャーシの経年劣化、エンジン及びポンプの疲労度から、今後起こり得る災害活動において確実性・安全性を確保することが困難になりつつ状況にあることから更新整備を行うものであります。

それでは、議案書55-1ページをごらんください。契約書抜粋を記しております。

1の取得財産につきましては、消防ポンプ自動車一式であります。

2の取得金額は3,337万2,000円で、これには消費税及び地方消費税分247万2,000円を含んでおります。

3の契約の方法につきましては、市内の自動車販売関係事業所及び県内の消防ポンプ自動車取扱い11事業所による指名競争入札といたしました。

4の契約の相手方につきましては、去る5月19日に執行しました入札において落札いたしました、宇部市昭和町四丁目11番55号に所在します有限会社藤中ポンプ店、代表取締役藤中義久との契約であります。

次に、参考資料15ページをごらんいただき、取得財産の概要について御説明いたします。まず、消防ポンプ自動車ですが、艀装メーカーは株式会社吉谷機械製作所、車体は日野自動車製でディーゼルエンジンを搭載し、マニュアルトランスミッション4輪駆動方式、乗車定員5人です。

次に、装備及び積載資機材ですが、A-2級のポンプ、ホースカーを装備、照明器具、空気呼吸器等、車両に積載する活動用資機材を列記しております。

納期は、平成29年12月25日とし、完成後の配備場所につきましては、検収後美祢市消防署本署としております。

なお、このたびの整備事業には財源として消防施設整備事業債3,120万円を予

定しております。

以上で説明を終わります。失礼しました。1点訂正を行います。契約方の住所につきまして、宇部市昭和町四丁目11番53号——先ほど55号と読み上げました。53号が正しい番地であります。

以上です。

○委員長（戒屋昭彦君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。  
三好委員。

○委員（三好睦子君） 11業者を指名されたということですが、実際何社の方が入札に参加されたのでしょうか。お尋ねします。

○委員長（戒屋昭彦君） はい、松永消防長。

○消防長（松永 潤君） 当日の入札参加業者ですが、11社指名のうち4社が入札に参加をしております。

以上です。

○委員長（戒屋昭彦君） その他質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戒屋昭彦君） 質疑なしと認めます。それでは、本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戒屋昭彦君） 御意見なしと認めます。それでは、これより議案第55号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戒屋昭彦君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

次に、請願第1号建設経済課の統廃合に関する請願を議題といたします。それでは、まず請願書を読み上げさせます。猶野総務民生副委員長。

○副委員長（猶野智和君） それでは、建設経済課の統廃合に関する請願を読み上げます。

請願の趣旨、美東総合支所・秋芳総合支所からの建設経済課廃止に伴う請願について。請願の理由、貴美祢市議会におかれましては、平素より当協議会に対しまして様々な御尽力を賜っております事に敬意と感謝を申し上げます。

さて今般、美祢市は4月1日より美東総合支所及び秋芳総合支所から建設経済課を廃止されました事まことに遺憾でございます。この件につきまして、当協議会から異議を申し上げると共に、課の存続に善処頂きますよう貴美祢市議会に請願致します。

美祢市は、これまで農業と観光・鉱業を基幹産業として振興をされております。特に、農業は市の重要な基幹産業であると共に、主として高齢者が携わっております。そうした中、今回のような中央集権的な統廃合は、我々市民が中心に携わる農林業を無視するもので有り、決して許されるものではありません。

今回のような、地域の重要産業である農林業関係の課を統廃合される事は容認しがたいものです。よって、この件につきまして美祢市議会上げて再考を願いたく、ここに紹介市議会議員の署名・捺印をもって請願します。なお、文書によるご回答を宜しくお願い申し上げます。平成29年5月1日美祢市秋芳町嘉万1007番、美祢地域集落農業法人協議会会長、中村久。紹介議員、安富法明・秋枝秀稔。美祢市議会議長荒山光広殿。

以上です。

○委員長（戒屋昭彦君） それでは、請願書につきまして執行部の所見をお願いいたします。田辺総務部長。

○総務部長（田辺 剛君） それでは、この請願書に対する市の考え方を御説明をいたします。

5月1日同日付で——この請願書と同日付で市長に対して陳情書が提出されております。内容のほう同じです。それで、その後5月15日に市長名でこの団体の代表者の方に回答書をお返ししております。この回答の内容を読み上げまして市の考えとさせていただきますと思います。

○委員長（戒屋昭彦君） 済みません。今の資料を配布お願いできますか。（「よろしいですよ」と呼ぶ者あり）ここで暫時休憩いたします。

午前10時20分休憩

.....

午前10時26分再開

○委員長（戒屋昭彦君） 休憩前に続きまして委員会を開きます。それでは、田辺総務部長、先ほどの続きをよろしく願いいたします。田辺総務部長。

○総務部長（田辺 剛君） それでは、先ほどの5月1日付で陳情いただいて、5月

15日付で陳情に対する回答を代表者の方に差し上げております。今お手元にお配りしておりますが、これを読み上げさせていただいて市の所見といたしたいと思っております。

美東総合支所、秋芳総合支所の建設経済課廃止に伴う陳情について、回答。

貴協議会におかれましては平素より本市の農業振興のために御尽力を賜っておりますことに深甚なる敬意を表するものであります。

平成29年5月1日の陳情に対し、回答いたします。

4月1日付の機構改革により、美東・秋芳両総合支所の建設経済課を廃止し、業務を本庁の建設課、農林課に集約いたしました。

これは行政改革の一環として職員数の削減を進める中で、市の重点施策を推進するうえで、より効果的、効率的な組織機構を確立するために行ったものであります。

総合支所の建設経済課は、組織の上では総合支所に属しておりましたが、業務の上では本庁の建設課、農林課との関係が深く、これまでは指揮命令系統がはっきりせず、市の一体的な建設行政、農林行政が実現できていなかったと考えております。

また、少数の技術吏員をそれぞれ配置しておりましたが、この点についても、本庁の技術職員との役割分担が明確ではなかった等、限られた人材を効果的に活用できていなかったと考えております。

したがって、業務を本庁の建設課、農林課へ集約することで、指揮命令系統の一本化、業務の効率化を図り、本市の一体的な建設行政、農林行政が実現でき、特に、より一層の農業振興に繋がるものと考えております。

本庁に業務を集約した後も、建設課、農林課関係の提出書類の受付等は、総合支所でも行い、また比較的相談が多い中山間地域等直接支払事業や多面的機能支払事業などの事業別の受付相談については、集中する時期に本庁の職員が総合支所に赴いて随時対応いたします。

また、地域の住民の皆様のご不安感を少しでも払拭するため、5月1日付けで両総合支所内に農林課分室を新たに設置し、職員1名を配置し、農業関係の相談業務、提出書類の受付業務等を行うことにいたしました。

今後も、できる限り住民の皆様のご利便性の確保に努めてまいりますので、何卒、御理解、御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○委員長（戒屋昭彦君） ただ今の執行部の所見を含めまして、本請願に対する質疑は

ございませんか。竹岡委員。

○委員（竹岡昌治君） 今ですね、陳情に対して執行部の陳情に対しての回答を読み上げていただいたんですが、何かしらね、ちょっと立ち位置が、まあ、早く言えば業務の効率化、指揮命令の統一化、一本化。執行部サイドの考え方のほうが強いようにかがうんですが、一般質問等で、随分とやり取りをされたんで、大体の事はわかるんですが、やはり議員のほうからも一般質問で出たのは、そのなぜ、もっと事前にこういう話をしなかったんかというのが一つあったんですね。

それからちょっとこれは今、委員長がこの執行部の説明についてということでごさいましたけど、今回いただいた議会に対する陳情書ですが、最後のころに「美祢市議会上げて再考を願ひ。」と書いてあるんです。議会は組織をどうのこうのというのはできませんので、議会が再考するわけにはいきませんが、読み替えていきたいと思うんですねここは。美祢市議会上げて執行部に対して再考を促すようにと、こういうふう読み替えての議論をしていきたいと思うんですね。

そこで、まず議論する前にちょっとお尋ねをしたいんですが、きょう、農林来ておられますかね、いらっしゃらない。例えばですね、旧市町村ごとに耕作面積いったいどれくらいあるのか、あるいは放棄地がどれだけあるのか、耕作放棄が。それから、農家戸数がどれくらいあって農業従事者がどれくらいいらっしゃるのか。生産高はどうなのかと。

やはりそうしたですね、今回の請願書を見ますと、やはり、私の勘ですが農林業に対しては、特に旧美祢市よりは秋芳、美東のほうが事業量多いんだろうと思うんですね。その辺をもうちょっとおさらいをした上で議論を深めていきたいと思うんですが。委員長いかがですか。

○委員長（戒屋昭彦君） 今、竹岡委員のほうから美祢市の農業についての戸数、いろんな面積等のお話でしたが、そのあたりにつきまして執行部のほうで今、お答えができますでしょうか。（「ちょっと時間を……」と呼ぶ者あり）それでは、暫時休憩いたします。

午前10時34分休憩

.....

午前11時05分再開

○委員長（戒屋昭彦君） それでは、休憩前に引き続きまして委員会を開会いたします。

先ほど、休憩前の竹岡委員の質問に対しまして執行部のほうからの御回答を最初にお願いしたいと思います。市村農林課長。

○農林課長（市村祥二君） 美祢地域の農業者の割合と農地面積の割合について御説明いたします。

まず、農業者の割合でございますが、この数字は平成28年度の経営所得安定対策における米の直接支払制度の加入者の対象者数でございます。まず、美祢地域が666名、美東地域におきましては375名、秋芳地域は414名、合計で1,455名でございます。

割合につきましては、美祢地域が46パーセント、美東地域が26パーセント、秋芳地域におきまして28パーセントでございます。

続きまして農地の面積の割合でございますが、この数字は平成29年1月に策定いたしました美祢農業振興地域整備計画に基づく数字でございます。その中の農地面積でございますが、美祢地域が1,618ヘクタール、秋芳地域が1,154ヘクタール、美東地域が1,134ヘクタールの合計の3,906ヘクタールが美祢市全体の農地面積でございます。

続きまして割合でございますが、美祢地域が41パーセント、秋芳地域が30パーセント、美東地域が29パーセントの割合でございます。

以上です。

○委員長（戒屋昭彦君） 先ほど竹岡委員の質問に対しましての質問の御回答をしていただきました。

ここで、竹岡委員の質問の御回答をいただいた後に今から——先ほど猶野副委員長が建設経済課の統廃合に関する請願ということで説明をしていただきました。

これに対しまして、紹介議員であります安富委員のほうから農業にも精通していらっしゃるんで、ちょっとお話ししたいということがありましたんで、安富委員からお願いしたいと思います。はい、安富委員。

○委員（安富法明君） そうですね、私ね紹介議員になりましたんで意見が言えないのかなと思って黙っていたんですが、基本的に大丈夫なようですので委員会、審査の中で何点か意見を述べさせていただきます。

今回の組織改革、人事、まあ組織改革でしょうね。基本的にですね農家の立場、農業者の立場ということで請願が出ているんですが、まず、総合支所という考え方が一

つありますよね。総合支所機能っていうのが果たして、じゃあ、合併の時の約束なり議論の中での方針から大きく外れているんじゃないかっていうこと、まず一つあるんと思うんです。

そのことちょっとおきまして、基本的にですね、今、中村久さん代表で出てきたこの請願書に対してですね、回答されてることを読まさせていただいてですね思うことっていうのは、とにかく今までは非効率で十分な農林行政、商工行政ができなかったと、今回組織改革をすることによって、効率化、一体化が図かれて、指揮命令系統がはっきりすると。より、今までにない、その充実した農林行政ができるよと。こういうふうなことが書いてあると思うんですよね。

行政の言われること、これが回答。請願をされた法人協の方、今まで十分によく協力して御指導いただきながら、十分な活動ができたよと、だから少なくとも従来の形とまではいかないまでも、その辺のことは配慮してほしいという事が趣旨だろと思うんです。

どうして、こう相反する考え方というか、現実を見たときにそう違うんでしょうかね。まず、その辺のことをどういうふうにご考えておられるか、お聞きをしたいと思います。

○委員長（戒屋昭彦君） 田辺総務部長。

○総務部長（田辺 剛君） ただいまの安富委員の御質問というか、疑問と言いますか、今までは確かにですね秋芳、美東の建設経済課に農林関係で三名ずつ配置をしておりました。本庁のほうにも同じような業務をする職員が本庁のほうにもおりました。

ですから、今まではそれぞれ配置しておりました関係で、もちろんいろんな指導とか相談も充実していたのではないかというふうにご考えていますが、同じ業務をするユニットと言いますか組織が三つあるということで、こちらサイドの定員が適正かという考えからはですね、ほかの全体の組織の職員配置のバランス等も考えれば、集約することによって、今までの地域の指導、相談は多少手薄になるかもしれませんが、集約して指揮命令系統を一元化した上で、美祢市全体の農業ということで、その美東とか秋芳に職員がいないと指導できないというふうには考えておりませんので。美祢市全体を対象に指導、相談の業務をやっていく、という考えで……。確かに業務の内容からすれば今までのが手厚かったということは当然言えるかと思いますが、限られた職員を全体の組織の中でバランスよく配置するためには集約化も必要であるとい

うことです。

○委員長（戒屋昭彦君） はい、安富委員。

○委員（安富法明君） バランスは無くなったんじゃないんです。全体を効率よく一つにまとめた。だから美東、秋芳とか美祢とかいうバランスは無いじゃないですか。無くなったわけ、今はとにかく連絡員とか一人置きますよ、という話に後日いろいろな申し入れがあって一名を置くよということになったのは、後日そういうふうな要望があってからの話だろうと思うんですが、当初建設・農林課関係はゼロだったんですよ。だからバランスも何も、いない——ゼロじゃあないですか。

私ねこの前請願の文章は読みませんでしたが、配られてあるんでということで私の思いだけをですね、申し上げたんですが、早い話が、現場、今の農林行政とか、どういう状況で行われているかみんなが、職員がどういうふうな事してるかということをよく御理解いただいてない辺で、失礼な言い方ですよもちろん、失礼な言い方十分承知の上で申し上げますが、やられた組織改革のようにしか思えないんですよ。

本会議でも申し上げましたが、農業委員会もおらんようになったんですよ、分室が——分室になるんですかね。農業は農地法で多くの規制を受けると言いますか、許認可権も含めて農地法の中で動いております。もちろん、今日の荒廃した多くの遊休農地っていいですか荒廃地がもう高齢化の状況の中で出てます。後継者不足等。その中で農業委員会がどういうふうな形で荒廃農地を少しでも減らして美祢市のですね、あるいは国土の保全をしていくか、守っていくかということが大きな使命になってきております。

このことはですね、農林行政と農業委員会は別の組織のようになっていますけど中身、私は一緒だと思います。一緒に動いているんですから。今度大きく農政も変わります。直接支払制度がなくなりますからね。で、減反政策を廃止するっていうんですから、どういうふうな形になるのかよく見えないところもあるんですが、今まで一筆、この広い美祢市の農地の一筆ずつをですね、細目書という形でみな付け出しがやっておられる方はわかると思うんですよ、これ、みんな農林課がやってるんですよ。その中で一つずつ耕作ができない、何とかしてほしいっていうふうなのがずっとそういうので、上がってくるんですよ。

それを農業委員会としても、まとめて農業委員さんあたりが、じゃ誰か作ってくれる人おりませんかとかっていうのを、一生懸命やっているんですよ。これ、行政も農

家も一緒です。そういうのを相談しながらなんとか後を引き受けてくれる人を真剣にやっているんですよ。そういうことを恐らく御存じないんじゃないかと。

それからですね、農地っていうのは勝手に転用できません。でも農家って、ほとんど農地法なんて言ったって、そんなの考えません、普通。時々文書で農地を転用するときは許可がいきますよとか、売買には農業委員会の許可が必要ですよとかっていうのはね、文書で出ることたまにあるのかもしれませんがね、農家、どういうふうに考えているかっていうと、自分の土地に農業のために倉庫建てるくらいのこと何が悪いとか、ちょっと進入路を狭いから機械が大きくなったから農地削って道を広げる。そういうのをいちいちですね許認可の対象というか必要とは考えちょっちゃ無いんですよ。これ、実情なんですよ。

初めてたとえば所有権の移転をする、売買とかあるいは譲渡でもいいんですが、そういう時にじゃもらわれる人、あるいは買われる人が実際に自分の農地を適正に管理しておりますかっていうふうなことを農業委員会が調べに行くんです。その時にあなたの農地には許可なしに倉庫が建っていますねと、こんな話になって、また、もとに戻るんです。最初からそのことが分かっていたら書類的なことも一つ一つスムーズにいくんですよ。農林行政ってものすごく複雑なんです。それを行ったり戻ったりしながら、私農業委員やって初めて分かったんですよ。大変なんだなあって。そういう事がみんな一体なんですよ。恐らく今——あまり長々と話して申し訳ないんですが——組織表見てみると、私の感じですよ、みんな兼務、兼務でね、よく分かりません。はっきり言って。恐らく職員の方が自分の分掌ですからね、分からんって言ったらそんな、言ってはいけないんでしょうけども、大変だろうと思う。

要するに、職員の定数を減らすことでその決まった仕事っていうのは分掌表でつくっておられるでしょうから、そりゃ必要なんですよ、その担当が。みんな兼務じゃないですか。みんな兼務でいろんなその兼務で持っておられます。分かるんですよ、そのお役人さんの仕事っていうのは、分かるんですが、それがために、実質的にその現場を持っている、農林課とか、建設課あたりのそういうふうなところは非常に職員の削減とかね、必要ではあっても、大変な現実を抱えているんだろうという、直接的には上にあまり言われんし、言っても聞いてもらえんっていうような……そういうところが目に見えるから、申し上げるんです。

それが実際の農業者、今回の件で言えば農業者のためにならないんじゃないか。こ

ここに書いてあるとおり効率化が図れて、より一層の美祢市、農業の進展が図れる、発展が図れるよと、期待できるよって、私は思えるんだったら、私はこの請願の紹介議員にはなりません。説得しますよね。今度もっとよくなるよ、とそういうふうに思えないから、なっているんです。専権事項ですから、組織等についてはですね、竹岡委員が言われたようになかなか議会としては、言いにくい、けども私は、申し上げるのはこのたび、紹介委員になった、その思いはきちんと言わせてもらいます。

○委員長（戒屋昭彦君） はい、田辺総務部長。

○総務部長（田辺 剛君） 安富委員のほうから話がございまして、私が先ほど全体のバランスということをお願いしたのはですね、市の組織の、その農業だけではなくて、ほかに福祉ですとか、教育ですとか、商工とか、観光とかその全体の部門のバランスという意味で申し上げました。

それともうひとつ、参考までに申し上げておきたいんですが、本市の農業部門の職員数はですね、類似団体、美祢市と人口規模とか産業構造が似た団体と比較したときにはですね、決して少なくない。むしろ若干多いくらいの数値だったんです。これはそれぞれの自治体でいろんな事情があると思いますので、いろんな事情によって変わってくると思いますが、面積が美祢市と同程度の市においてもですね、それと比較した場合に美祢市は決して少なくないということは申し上げたいと思います。

○委員長（戒屋昭彦君） はい、安富委員。

○委員（安富法明君） あのね、部長の言われることは、よくわかるですよ、私もかつて、言いましたよね定数管理、一度、誤るとなかなかもとに戻らんし、市の将来を危うくするよと。これは私、経験則でね、秋芳町の頃を思いながら、こういうことを言うんです。だから、議員てね非常に難しい立場なんですよ。市の財政とか、市の状況ってというのは当然、職務柄分かるわけじゃないですか。分かるからと言ってそれを分かりました、分かりましたって言ってたら何も言えないんです。地元の方とか、ここどねえかならんかねとか、今の農業行政もうちょっとこうしたらわしら、やりやすいんじゃがねとか、言われりゃ無理があるかなと思ったって私らは言うんですよ。三好睦子さんなんかすごいじゃないですか、何でも言ってですからね。ひとりおられたら、いっぱいおってような言い方になる。

それはそれとして、それは議員の宿命なんですよ。だから、そういうところのね、私は部長の気持ちは分かりますよ、理解はします。でもそれじゃあね、我々の務めを

果たしたことになる。これから先、今までよりいい農林行政が、打てますよ、と言われてもですね、とても今の状況で、果たしてそうですかというふうなことにはなりません。

それとですね、市の行政の一番大切なところってなんでしょうね。市の財政に僕は農林行政あまり期待してないんですよ、行政というか財政的にね、財源が大きなものが打てるような状況にないってのは、分かります。例えばですよ、補助金なんぼにせえ、倍にせえとか、こうしてほしいって、それ、無理なのが分かるから言えないんです。じゃあすること、ほかにすること、県とか、県も厳しいにしても、主に国でしょうね。国の農政なり、農政の指針を早くつかんで、こういう補助事業があるよとか、こういうふうな方向に向いていくよとかを早めにつかんでそれをですね、農業者に農家に伝えていくんじゃないですか。その上で市の全体の農政が、大きくは財源は国の財源をいただきながら、まわっていくようにするんじゃないですか。

それを法人協の人たちは組織化をしたり何だりする、そういうふうな過程で、べったり支所の担当者あたりと話をしながら情報をもらいながら、俺はこねえ思うちよるんじゃないけどのう、っていうのをやりながら今まで来ちゃったわけ。それが無くなるから不安を覚えちゃってんです。今がね、順風満帆で今法人協が行きよってんなら、恐らくそんなことを言ってきかないでしょういね。少々のは俺らも努力するいやって、今は大変なんですよ、来年どうしようかな、再来年厳しいなとか、そんな話してるんですから、みんな。ただね法人が何個できたからといって内容をよく見てみたらよく分かると思うんですよ。

だからそういうことをですね、市が酌み取った上で、今、必要なことは何なのかという手を打たないと、そういうのが今不満ですよって言うか、こういうこと一気にやられたら我々、立ち行かんようになるんじゃないか、という不安を訴えよってんです。それを私は代弁をしよるつもりなんです。恐らく間違っていないと思う。

○委員長（戒屋昭彦君） その他、質疑はございませんか。はい、竹岡委員。

○委員（竹岡昌治君） 安富委員の意見をずっと聞いていたんですけど、確かに私も総務部長の答弁の中で、えっと思って危惧したのは、むしろこのままでいくと支所は廃止論に近づいて行きよるなと思うんですね。

請願された皆さんは、まず一時的には窓口サービスを低下させないでくださいと、いうことだと思うんですよ。だから、どうやって窓口サービスを今までのように維

持していくのか。先ほども私、所管外ではあったけれども農林部長さんに来ていただいて数字を求めたのはですね、やはり、旧美祢市、それから郡部とやってみても耕作面積の6：4の割合でしょ、はるかに事業量が多いんですね。やっぱり事業量が多いところの現場にはそれなりの人員配置をしていくというのがやっぱり組織論だと思うんですね。

それを集約したから効率はよくなりますよということになると、じゃあ今まで不効率なやり方をしてたんかと、こうなっちゃう。ですから、かといって議会がですね、ああしろ、こうしろ言えませんが、やはり、6：4の割合で非常に事業量の多いところの皆さんが求めている一時的な窓口サービスを低下させない方法を、これを議会は一応、この請願をどういうふうに扱うかという議論を今から深めていかなくちゃいけないと思うんですね。

これからの美祢市の農業そのもの、農業だけじゃなくて、農業に関連した六次産業も含めてですね、どうやって振興させていくんかということになりますと、どうしても政府が考えているように認定農業者、あるいは農業法人、この皆さん方の役割というのは大きなものがあると思うんですね。この人たちが今回、請願出されて、窓口サービスを低下させなくてくれいやと、こういう要望だと思うんですね。まあその辺を執行部と議論したって、私はしょうがないと思うんですね。今度は議会側でこの請願に対してどう対応していくのかという議論が大切だと私は思いますが、委員長いかがでしょうか。

**○委員長（戒屋昭彦君）** はい、今私も先ほどから安富委員のお話、竹岡委員のお話聞いておまして、基本的にこの請願に対しまして執行部にああしてくれこうしてっていうのは議会……この委員会として、どのようにこの扱いをするかとことで私も賛同いたしたいと思いますので、皆様方の、委員の方々の請願に対する御意見をお伺いたします。はい、済みません、山中委員。

**○委員（山中佳子君）** 先ほど執行部より、いろいろ御説明を受けました。今回の措置というのは職員の減少に伴う行政改革の一環であったということでございましたが、全てのことを知り尽くすということは難しいことであろうと思います。

しかし、このような問題が生じたときにはすぐに対応することは大切であろうと思います。5月1日付の「広報げんきみね。」において、農林課業務の受付相談窓口として農林課各総合支所分室が新設されたと掲載されていました。

請願書の中で課の存続を要望されていますが、様々な問題に対処できる職員を住民は切望しています。執行部は住民の意見、意向、希望を十分把握し、生じた問題に真摯に取り組んでもらいたいと思います。

以上のことより私はこの、今回のこの請願に同意したいと思います。

○委員長（戒屋昭彦君） はい、高木委員。

○委員（高木法生君） この件につきましては、私も一般質問で総合支所の関係からいろいろお聞きしました。この請願は法人協議会さんですか、内容的には市の重要な基幹産業であるこの農林課——建設経済課をもとに戻してくれということだったと思います。

けれども、回答といたしましては先ほどからおっしゃっておりますように農林課関係の行政の組織上の一本化あるいは、あとは行革によるその人員削減のためのものであるという回答であったかと思います。

しかし、このままでは市民の方も納得されないと思いますし、農業者のモチベーションというものが本当に下がってくる……。今でも大変な状況である中でこういったことをまた進められては、本当農業をやっていけないなという思いが大変いたします。

先ほど、この前のこともあったんですけれどもやはり行政がいろいろ改革されることと、やっぱり市民がサービスを受けること、このバランスをしっかりと取ってもらわんと、今だったら本当わずかな1対9という思いもあるかもしれません。それほどバランスが崩れているんじゃないかろうかと思います。

だから、先ほどからの請願につきましては、議会としては私としては再考願いたいと思います。

以上でございます。

○委員長（戒屋昭彦君） はい、猶野委員。

○副委員長（猶野智和君） はい、先ほど執行部のほうから説明がありましたとおり、事業量ですとか、耕地面積等、大ざっぱに言えば旧郡部——秋芳・美東で6。旧美祢市地域で4というのが先ほどの報告だったと思います。やはり、この6ある地域から全て引き上げて4のほうに全て集約するというのはちょっと理屈的にもなかなか難しいんじゃないかという思いがしました。

ですので、そのあたりも含めてやはり再考が必要かと感じましたので、そういうふうに意見いたします。

○委員長（戒屋昭彦君） ほかに……はい、三好委員。

○委員（三好睦子君） この請願には同意いたします。農業っていうのは国土守っておりますし、今の農業っていうのは本当に美祢市の基幹産業です。観光とかも力を入れておられます。私も一般質問でいろいろ質問いたしましたが、農業があつての観光であり、ジオパークであり、六次産業を推進していく上でも本当に農業が一番の大切な大元だと思います。

それで、この美祢市の発展させるためにも、また人口をふやして活性化させるためにも、この農業を大切にす政策をとっていただきたいと思い、この請願は何としてもよろしく願いいたします。請願……同意いたします。

○委員長（戒屋昭彦君） はい、ほかに委員の方で意見はございますか。末永委員。

○委員（末永義美君） 私は農業の知識はありませんけども、一市民として——委員としてのお願いといいますか、考えを言います。

福祉もいろんなこともほぼ一緒に、この農業問題に関して……この今回の請願に対しても行政の立場だろうと農業従事者であろうと同じ美祢の市民として、いかに一緒に考えていくか。そういう中で素人考えで言いますけども、やはり新しい美祢市の創造をするという今の現市長の考えのもとでいろんな物事が変わっていくんだろうなと思つてずっと見てきました。

こういうことも——例えば人事とか、組織の再編や改革というのは専権事項として決まりはありますけども、本当に行政主体であるべきところと市民が主体のほうがいいところと、いろんな課題や問題があります。

ですが、先ほど言ったとおり全てが同じ美祢市民として一番大事な農業、そして全国では新しい若者が農業に従事を始めていると、農業したいから移住が始まっているという地域もあります。美祢においてもどの地域においても御高齢の農業者だけでなく、若手がそれを継承しようとして新規でやっていきたいと思えるような明るい兆しが行政の目においても、市民の目から見てもどうしてもこういう問題、腹を割って話し合つて限られた内容ではありますけれども、何とかしていきたいと。

そういう思いが今回の請願者の方々も含めて、そして行政のサイドから見ても同じ接点あるはずですので、これもいろんなところで言われてきましたけれども、先ほど言った専権事項いっぱいありますけども、もう少し前置きをおいて行政の皆様は農地の各地域の奥まで入つて、そこに立つて見てそこから行政をしてみるぐらいな機動力

といいますか、農業従事者にとっても今行政が動いてきてくれているというような思いを実感させてあげられるような行政をしてほしいし、一番なのはこの統廃合と言いますか、農林課のほうを撤収したと、思ったらほんのちょっとの間に、いやもう一度分室を置きますっていうこの変わり様が、いいような不安なような気もしている。結局どうしたかったのか、ちょっと何かあったらまたもう一度もとに戻ってしまうのかっていうその辺の不安定材料。これも含めて、この問題の方向性をもう一度考えてもらいたいし、それを市民、委員としてお願いしたいなという気持ちでいっぱいです。

以上です。

○委員長（戒屋昭彦君） はい、竹岡委員。

○委員（竹岡昌治君） この委員会で議論してはて言うたら、本当もう全員の方がこの請願に対して賛成という立場でおっしゃったと思うんですね。

ただ、委員長にお願いなんですけど、冒頭に私申し上げましたが、「美祢市議会挙げて再考願いたく」というふうになってます。これをそのまま採択というわけにはいきません。われわれ組織論に口出しは——組織論はできませんので。

したがって、きょう幸いにして傍聴者の中に美祢地区の農業法人の理事の皆さんいらっしゃるんで、委員長5分ほど休憩取っていただいて、ここを執行部に対して再考を促すというような……にしていただければ議会としても採択きちっとできるんじゃないかなと、こう思います。

○委員長（戒屋昭彦君） わかりました。今竹岡委員のほうからお話がありましたようにここで暫時休憩いたします。

午前11時39分休憩

-----  
午前11時55分再開

○委員長（戒屋昭彦君） 休憩前に続きまして委員会を開会いたします。

先ほどいろんな意見が出ましたが、これにつきまして……副市長のほうから……はい、副市長。

○副市長（篠田洋司君） このたびの請願は——請願自体は憲法法律に規定された国民の権利でありますので、請願を採択するか不採択するかっていうのは委員会に委ねられているわけですから、それについては申し上げることは一切ございません。

先ほど末永委員も言われましたけど、市長も答弁したとおり組織編成については、

これは最終型ではないと。あといろいろな意見を聞きながら判断したいというふうに一般質問でも答弁したところでございます。

ただ、執行部といたしましては簡素で効率的な行政運営を目指すというのは、行政に課せられた使命でございますので、それに基づいて組織編成を行ったということでございます。その点はどういう組織運営を目指すかということについては、十分簡素で効率的な行政運営を目指した結果だということだけは御理解いただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○委員長（戒屋昭彦君） はい、わかりました。

それでは、先ほど各委員からのほうからいろんな意見が出されたところであります。請願内容につきましては市議会に再考を求めているところですが、地方自治法第158条の規定によりまして、組織機構に関しては市長の権限事項であります。

よって、当委員会としましては先ほど来の請願に対しまして、執行部に対して再考を求めるという意見を付したいと考えていますが、委員の皆様いかがでございましょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戒屋昭彦君） それでは、これより請願第1号建設経済課の統廃合に関する請願を採決いたします。本請願について、採決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戒屋昭彦君） 全員異議なしと認めます。よって、請願第1号は採択することに決めました。

以上をもちまして、本会議で本委員会に付託されました議案9件及び請願1件につきまして、審査を終了いたしました。

その他、委員の皆様方から、所管事項につきまして、何かございましたら、発言をお願いいたします。三好委員。

○委員（三好睦子君） 数点お尋ねいたします。あの、十文字原の土地の件はどうなっているのでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）先日、市長さんが交通アクセスのよい視点を生かすと発言されていますが、この条件を最大限生かすには十文字原に事業……誘致をする事業はあると思いますが、そういったことをどのように考えておられますか、十文字原の土地の件のその後についてお尋ねします。

それと、丸和の跡地の利用の件はその後どうなってるのでしょうか。お尋ねいたします。

○委員長（戒屋昭彦君） 今三好委員のほうから十文字原と丸和の跡地につきましての利用についての御質問がありましたが、執行部のほうから、はい、篠田副市长。

○副市长（篠田洋司君） 十文字原の土地の利活用の件でございます。これにつきましては事あるごとに市長のほうもいろいろな事業者等に働きかけを行っているという状況でございます。

詳細につきましては、今現在では詳しいことは申し上げかねる状況です。ただ、打診はるる、多々しているという状況でございます。

それと、丸和の跡地の利活用でございます。公共施設のあり方検討委員会のほうにも働きかけてある程度いろんな市役所内のプロジェクトチームを結成して、素案、いろいろな意見はいただいているところでございます。議会からもいただいています。

ただ、現在庁舎の再編整備等の問題もありますので、それらも含めて一体的に利活用を最終的に決定するという状況でございます。

以上でございます。

○委員長（戒屋昭彦君） はい、三好委員。

○委員（三好睦子君） 十文字原ですけど本当に高速道路のインターチェンジの交わっている本当にこうした交通アクセス、インターチェンジが交わっているというその条件を最大限に生かす業種はあると思いますので、そうした会社の誘致をお願いしたいと思います。

○委員長（戒屋昭彦君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戒屋昭彦君） 無いようでしたら、これにて本委員会を閉会いたします。御審査、御協力誠にありがとうございました。お疲れ様でした。

午前11時59分閉会

---

上会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

平成29年6月19日

総務民生委員長

戎屋昭彦